

千葉市立青葉病院リハビリテーション委員会設置要綱

〔目的〕

第1条 千葉市立青葉病院におけるリハビリテーションに関する事項を検討し、患者の自立支援及び社会復帰を図るため、千葉市立青葉病院リハビリテーション委員会〔以下「委員会」という。〕を設置する。

〔組織〕

第2条 委員会の組織は医師、作業療法士、理学療法士、社会福祉士の職にあるもの及び事務局事務長補佐により構成する。

2 委員長及び副委員長は、それぞれリハビリテーション科統括部長、リハビリテーション科部長の職にある者をもって充てる。

〔会議〕

第3条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会の議長は委員長とし、委員長に事故あるときは副委員長が議長の職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

〔庶務〕

第4条 委員会の庶務は、リハビリ科において総理する。

〔委任〕

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付則 この規程は、平成15年5月1日より施行する。

改正 平成16年4月1日

改正 平成22年4月1日

改正 平成24年4月1日

改正 令和2年4月1日

改正 令和4年4月1日